

第6期第11回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成23年11月21日(月)午前10時から11時10分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、廣田委員、竹ノ内委員、浅見委員、加賀美委員、柴田委員、小山委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、松島委員、西川委員、小泉委員、宮原委員、柳沢委員、菊地委員、米沢委員、藤井委員、こうらい委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、保健予防課長、介護保険課長

4 傍聴人 0人

5 議事および配布資料

諮問事項

(1) 諮問第25号

結核医療費公費負担に関する業務に係る個人情報の外部提供について(保険予防課)

資料1

報告事項

(1) 自己情報開示制度の運用の見直しについて(情報公開課)資料2

(2) 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について(介護保険課)資料3

その他

6 発言内容

(会長)

定刻になりましたので、第6期第11回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開会いたします。副会長はまだお見えではありませんが、欠席の連絡は入っていませんので、ご出席いただけるものと思います。本日の議題は諮問事項1件と報告事項2件となっています。会長、副会長、事務局とで既に打合せをし、開会にあたって特別支障は無いと思いますので、始めさせていただきます。では、諮問第25号についてのご説明をお願いします。

(保健予防課長)

— 結核医療費公費負担に関する業務に係る個人情報の外部提供について 資料1に基づき説明 —

(会長)

ただいまのご説明に対してのご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

本人への通知はどのような形になっているのでしょうか。

(保健予防課長)

都の感染症対策課から、私どもが提供しました住所に基づいて本人あてに郵送をすると聞いています。郵送の封筒には結核患者である旨のことは一切記載せず、差出をした課あるいは部までの記載に止めるといふこととするよう今後意見交換をしようと思っています。

(委員)

今のご説明に対しての追加ですが、本人が直接見るようになっているのでしょうか、それとも家族にも見られるようになっているのでしょうか。

(保健予防課長)

本人宛としますので、文書の原則から言いますと本人が直接見ると

ということになります。

(会長)

よろしいですか。他にどうぞ。

(委員)

何ともお粗末な出来事であるとの感想が第一ですが、区内の対象者のおおよその数とその中で亡くなっている方がいらっしゃるのかどうか、この2点について伺いたいと思います。

(保健予防課長)

今回遡及支払いの対象となる方ですが、まず、平成20年から今年の10月までに患者票の交付をされた方についてリストアップは既に行いまして約240名でした。この中の非課税の方ですが、都の推計では、都全体で約800名とのこと。ただし、これは社会保険の適用範囲内での非課税の方の割合ということで、後期高齢者であれば割合が少し上がるのではないかと思います。そのようなことから、区内では240名のうち50から100名くらいが対象者となるのではと思います。また、11月から来年の3月までにかけての対象者については、申請の段階で分かることとなりますが、新たに結核にかかる方は年間150名くらいいらっしゃいますので、そのうちの半分くらいがこの5か月の間に新たな患者になり、さらにその中の非課税の方ということになりますので、30名くらいになるのではないかと思います。亡くなった方についてははっきりとは分かりませんが、後期高齢者ということと結核という病気のことからも、亡くなっている方もいらっしゃるかと思います。

(委員)

当然受けられるべき権利が、都のミスにより受けられなかったということですが、他にはこのような事例はありませんか。このようなチェックを区の方でしないといけないのでしょうかね。

(保健予防課長)

今回のように、区民の方に直接ご迷惑をおかけするという事例は私自身経験がありません。行政間の行き違いというものは何度かあり、調整をするということがありました。

(委員)

手続きについてですが、対象が後期高齢者医療制度の中の結核患者の方ということで、ご高齢で、認知症等により自己判断が難しいということも想定できると思います。先ほどのご説明でも本人宛に通知が届くということでしたが、ご本人が判断できないときに、いかに家族の方がフォローするか。また、一人暮らしや高齢の方のみの世帯に、どのようなサポートを区としてもできるのかと。おそらく結核の方であれば、保健相談所の保健師が地域でフォローされていると思うのですが、行政からのサポートをどのように検討されているのかについてお聞きしたいと思います。

(保健予防課長)

4年以内のことですので、おそらく保健相談所に様々な申請をされたというご記憶はあると思います。保健相談所に対して今回の連絡はどのようなことなのかというお問い合わせがくるのが想定されますので、内部で対応についてのQ&Aを作成しているところがございます。また、数年前から保健相談所で行っていた感染症の受

付を保健予防課に集中化しましたので、お問い合わせは保健予防課にしてもらえればと思います。それ以外に、医療機関についても都や区からの様々な説明をしています。後期高齢者の方を支える、どなたから説明を求められても適切な対応ができるように考えています。

(委員)

手続き上の瑕疵により、本来は公費の助成により自己負担が生じない方にも負担していただいたという事例です。本来は申請の手続きの必要のなかったことに対して、手続きをしていただいた後の償還払いということになりますので、申請が分からずそのまま放置されてしまうという危険性もあるのではないかと心配しているところです。なおかつ、申請対象者がご高齢ということもありますので、都が今回の対応を中心に行うのは当然のこととして、区としても対象者の把握を丁寧にしていただき、手続きの漏れがないようにしていただきたいと思います。手続き自体も非課税証明書をとったり、受診先の医療機関からレントゲン写真等の提供を依頼する等の負担が生じるのではないかと思いますので、保健師等の親身なアドバイスやサポートがないとできないことだと思しますので、その点をよろしくをお願いします。

(保健予防課長)

今回の手続きでは、審査は終わっていますので、レントゲン写真の提出は必要ありません。また、240名の方については、結核のカルテにあたるものビジブルカードというものがあります。どのような対象であったかについて再度見直しをしまして、手続きに漏れがないように区としても対応をしていきたいと思います。

(会長)

他にどうですか。よろしいですか。提案どおり承認ということでは、本日の諮問事項は、この件だけでございます。次に報告事項に入るのですが、その前に説明することがあります。報告事項の(1)に入る前に、前回10月28日の審議会で、事務局から個人情報保護制度の運用と課題についての報告がありました。その課題の検討について、当審議会においてどのように進めていくかということについて、皆さんにお諮りしました。先般、副会長と事務局とで協議をしたところでは、運用面での適正化を図ることが主な目的でございますので、小委員会を設置する形はとらずに、事務局案を審議会で審議するという形で進めてはどうかと考えます。また、事務局が案を作成するにあたっては、会長、副会長の他に専門委員として弁護士の柴崎先生の意見を伺おうと考えているところです。本日、欠席されていますが、皆さんのご了承が得られれば、協力は惜しまないという内諾は得ています。進め方については、いかがでしょうか。

(審議会委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございます。では、異議なしとの声によりご賛同を得た

ものと理解します。これから報告(1)のご説明をいただきたいと思
います。

(情報公開課長) — 自己情報開示制度の運用の見直しについて 資料2に基
づき説明 —

(会長) ただいまのご報告についてのご質問、ご意見ありましたらお願いし
ます。

(委員) 大変な課題だと思います。他の自治体でも規程を整備したり、判例
等もあるようですが、区ではそのようなケースも含めて検討をして
いくとのことですが、できるだけ例外を作らないように検討をしな
いといけないと思います。事例の洗い出し等についてどのようにお
考えですか。

(情報公開課長) 事例については、23区では制度連絡会という機会を設け、各区で同
じような課題等についての情報共有をしています。また先進事例と
して規程、基準の整備をしている区もありますので、情報収集しま
して、案をご提示させていただければと思います。

(委員) これから練馬区も高齢化が進んでいきますし、高齢者の単身世帯や
高齢者のみの世帯が増えているという中で、いろいろなケースの想
定が必要だと思います。私たちも勉強をしていこうと思いますが、
ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(委員) 弁護士会による23条の2照会というものがありますが、例えば、
乱暴な話になりますが、法律の専門家からの照会によらないと答え
られないとしてしまうことで、不正な情報開示の請求ではないかにつ
いて、弁護士会のところで一度フィルターがかかるようになります。
また、区としても23条の2照会によって回答しましたという
ことで、公開に当たっての瑕疵を問われないことになるという考え
方というものはないでしょうか。

(会長) 具体的な事例があると分かりやすいのですが、どうでしょう。

(情報公開課長) 弁護士法第23条の2による照会ですが、通常は戸籍の閲覧等につ
いて照会が来ることがあります。また、介護保険の介護認定情報につ
いての照会ということでも来ることがあります。23条の2での照会
ということ、使用目的として明確になっているところについては、
ご提示することもあります。外部提供における審議会事前一括
承認基準にも、弁護士法第23条の2による照会については外部提
供をしても良いということで、各所管ではこれに基づいて外部提供
をしています。ただ、提供の際には情報公開課へも事前の連絡や相
談をしてもらいます。自己情報開示において、23条の2を根拠とし
た情報開示のケースは少ない状況です。実際にご遺族間で裁判にな
り、間に弁護士が立つというケースであれば、裁判に必要なだとい
うことで請求が来ますが、それ以前に裁判には至らない状況の中で、
双方の思惑により自己情報の開示請求をされるというケースもあ

ります。23条の2による照会の前段階での、自己情報開示請求ということが多い状況です。それから代理人請求に関してですが、ご本人の意思確認がとれない状況であっても、ご本人の福祉や医療サービスを受けるために、本人の状態や介護認定情報等の開示が必要だということもありますので、その時に弁護士からの照会ということは現実的ではないと考えています。

(会長)

いかがですか。高齢者問題の前に、我々が実務で行ってきた経験では、23条の2の弁護士会を通しての照会というものは、なかなか現実の運用としては厳しいです。特に銀行関係は非常に厳しい。預金者の秘密を守るということに重点が置かれますので。請求者側から見ると、あまり効果的に運用されていないのではと思います。また弁護士会側も自主規制をしまして、用途目的についてなるべく具体的に記載をして、弁護士会の会長レベルでチェックをしてから照会をするという運用をしています。参考までにお話しました。他にどうぞ。

(委員)

自己情報の開示請求者は、本日晒された数であるということの方に驚きがあります。よくこの制度が分かっていないということもあるのかもしれませんが、単身の方もいらっしゃるでしょうが、多くは亡くなる方と残される方がいてという状況の中で、この自己情報開示をしなくても、相続等の問題が生じないなどうまくいくケースが多いのでしょうか。皆さんとても苦労されているという話は聞くことがあるのですが、ここに至るまでで解決しているものなのかどうかについて伺いたいと思います。

(会長)

どうでしょうか。お答えできますか。

(情報公開課長)

ご相談される方の中で、例えば医療を受けられていた方のレセプト情報となりますと、自己情報開示請求をしなくても所管による情報提供をしています。親の状態について、直接介護をしていなかったお子さんで、疑義を感じたときにどのような状態で、どのような医療を受けられていたのかについて、情報提供により納得されるというケースもあります。

(会長)

区では法律相談というものを行っていて、輪番制で担当をしているのですが、相続人による相談に、今の話に近いものがあります。相続の分割協議についてなかなか話がまとまらずに、看病をしていた人から他の兄弟へ協議書の原案が送られてきて、そこに実印を押して返信してくれということであったが、亡くなった時点で認知症であったのではないかと、その時に書類を作られたのではないかと。疑心暗鬼になったりすることがあります。円満にいつているところでは問題は起きないのでしょうか。普段の関係というものが大きく影響しますね。財産権についても非常に関心が強くなっているということもあるのでしょうか。

- (委員) 私は兄弟が5人いまして、住んでいるところはそれぞれ別になります。規程類の整備について練馬区としてのものを検討していくということでした。他の自治体はそこでの規程類があるということになります。その時に、自治体間での齟齬が生じるのでしょうか。また、そのことを踏まえて手続の統一ということを考えておられるのか、あくまでも練馬区としての取扱いについての検討ということになるのでしょうか。その辺りを教えてください。
- (情報公開課長) 条例については各自治体で定められているものになります。基本的には区独自のものとなります。ただ、国の法令に基づいて策定することになりますので、大枠での違いというものは見られないと思います。死者の情報については個人情報として扱わないという自治体もありますので、自治体間での取扱いに違いが生じないということについてははっきりとは申し上げられません。私どもとしましては、区民の皆様へのサービスという視点を第一として検討を進めていきたいと思っています。その中で、様々な事例を調査研究させていただいた上で、案をお示ししたいと思っています。
- (委員) わかりました。お願いとしまして、請求する区民の立場から言いますと、個人情報の開示について、自治体間でのアンバランスが生じないようにしてほしいと思います。
- (会長) 深刻な問題ではありませんが、区によって扱いが違う事例として、ペットの問題がありました。ペットの飼い主について、情報開示するところもあればしないところもあると。この問題についてはその後特に動きはありませんか。
- (情報公開課長) 特に動きはありません。
- (会長) 業者からの販売目的のお知らせが毎日のように入ってくるとかの問題としてありましたね。これは参考ですが、各区によって若干の違いというものはあるのですね。
- (情報公開課長) 公開請求ということで、自己情報開示とは異なってきますが、同じような事例での取扱い等についての情報交換、発信や収集ということを他自治体と出来る限り行うようにしています。
- (会長) では、この件はよろしいでしょうか。では報告事項がもう一つあります。外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用についてですね。こちらに移りましょう。ご説明をお願いします。
- (介護保険課長) — 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料3に基づき説明 —
- (会長) ただいまのご説明についてのご質問、ご意見ありましたらお願いします。
- (委員) 住所地特例として、練馬区に籍を置いている方も多いのではないかと思います。把握されていたら、どのような市町村にお世話になっているかについて教えていただければと思うのですが。

- (介護保険課長) 住所地特例の方ですが、静岡県が比較的多いようです。具体的な件数につきましては、平成23年3月31日現在ですが、837人と把握しています。
- (委員) 概要2のところに、合算額が著しく高額になる場合と記載されていますが、その著しいというのはどのくらいなのでしょう。
- (介護保険課長) 資料の4ページをお願いします。こちらに、高額医療と高額介護の合算サービス費の自己負担限度額が記載されています。例えば、70歳以上で上位世帯、所得の多い方ですが、そちらの方は年間両方を併せて126万円までは自己負担をお願いしています。それを超えた分については介護保険と医療保険から、按分をして給付をするということになります。著しく高額ということについては、自己負担額を超えた額ということになります。
- (委員) 住所地特例という制度は、いつから始まったのでしょうか。また、審議会一括承認基準の適用が平成23年の11月10日となっていますが、ここの関係をお願いします。
- (介護保険課長) 住所地特例は、区域外の施設に入所される方に適用される制度です。介護保険法の始まった平成12年から既にあるものです。今回の事例につきましては、高額医療・高額介護合算制度が平成20年にできましたが、それ以後発生している事務です。当初発足したときには、広域連合からの勧奨通知をしていませんでした。最初に勧奨をしたのは平成21年度です。昨年7月31日を基準日とした照会に対して回答したのが1回目、今回が2回目となります。
- (会長) 他に意見はございますか。よろしいですか。ございませんか。では、報告事項(2)についても了承とします。本日の諮問と報告事項については以上としまして、今後の日程等について情報公開課からの説明はありますか。
- (情報公開課長) 本日の会場変更については、資料とともに皆様にお知らせをさせていただきましたが、間際での変更ということでご迷惑をおかけしました。なるべく会場は庁議室でと思っていまして、直前に会場使用が可能となりましたので間際での変更となりました。次回の日程ですが、12月26日の月曜日の本庁舎20階の交流会場で午前10時より行う予定です。よろしくをお願いします。また、3月までの日程についても机上に資料をお配りしていますので、ご確認をお願いします。次回開催通知についてはお送りしますが、今の時点で予定を入れていただければと思います。
- (会長) では、他になければ本日の会議は以上で終了とします。ありがとうございました。

結核医療費公費負担に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(条例第 16 条関係)

1 件 名	結核医療費公費負担に関する業務に係る個人情報の外部提供
2 提供目的	<p>平成 20 年 4 月の後期高齢者医療制度の導入に伴い、東京都は結核医療を受ける後期高齢者医療被保険者のうち、住民税非課税者に対して結核医療費の自己負担額の助成を行うこととしていた。((東京都) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第 19 条)</p> <p>しかし、同細則の改正以前、老人保健医療被保険者は助成対象外であったことから、後期高齢者医療被保険者についても助成対象外であると誤認し、助成を行っていなかったことが、事務処理の見直しを行った結果、判明した。また、医療費助成のための請求システムについても、修正が必要となった。</p> <p>そこで、東京都による該当者への周知および当該助成が行われていなかった後期高齢者医療被保険者への都助成相当額の支払い、ならびにシステムが改修されるまでの間に結核医療を受ける者に対する助成のため、必要な個人情報を外部提供する。</p>
3 提供先	東京都
4 個人情報の内容	<p>【受給者リスト、過誤調整リスト、償還払対象者リスト共通】 公費負担医療の受給者番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所</p> <p>【受給者リスト】 公費負担有効期間、備考(転出入・死亡等)</p> <p>【過誤調整リスト】 公費負担有効期間または医療費助成有効期間、過誤調整内容</p> <p>【償還払対象者リスト】 医療費助成有効期間</p> <p>【支払金口座振替依頼書】 住所、氏名、連絡先電話番号、印影、振込先口座情報</p> <p>【口座振替依頼書提出者リスト】 公費負担医療の受給者番号、氏名</p>
5 提供時期	平成 23 年 11 月から平成 24 年 7 月まで (予定)

6 提供方法	東京都の依頼に基づき、個人情報を入力したエクセルデータを、LGWAN 回線を利用したメールで送信する。支払金口座振替依頼書と口座振替依頼書提出者リストは、東京都へ郵送にて送付する。
7 提供先における個人情報の保護	東京都個人情報の保護に関する条例
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部提供記録票（案） ・ 結核医療費助成制度について ・ 住民税非課税の後期高齢者に対する結核医療費助成事務の流れ ・ 受給者リスト等の提出と作成について ・ 受給者リスト、過誤調整リスト、償還払対象者リスト、口座振替依頼書提出者リスト ・ 東京都からの依頼文書 ・ 平成 23 年 10 月 18 日付プレス発表資料（抜粋）
9 所管課名	健康福祉事業本部 健康部 保健予防課

第4号様式(第9条関係)

外部提供記録票(案)

業務登録番号	0	7	0	3		0	8
所管課名	健康部 保健予防課						
業務の名称	結核医療費公費負担に関する業務						
外部提供先の住所および名称	東京都						
外部提供先の利用目的	東京都による、該当者への周知および当該助成が行われていなかった後期高齢者医療被保険者への都助成相当額の支払い、ならびにシステムが改修されるまでの間に結核医療を受ける者に対する助成のため、対象者についての外部提供をする。						
外部提供の期日	平成23年11月から平成24年7月まで(予定)						
外部提供する管理個人情報の記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など)						
外部提供の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(平成23年11月21日 諮問第25号) 審議会事前一括承認基準(別表)						
外部提供の条件	申請目的以外の使用禁止 保管方法および保護措置に関する事項 その他()						
外部提供の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算結合(平成16年6月28日諮問第2号 LGWAN) その他()						
個人情報保護管理責任者	保健予防課長						

結核医療費助成制度について

1 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 37 条の 2

（結核患者の医療）

第 37 条の 2 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の 100 分の 95 に相当する額を負担することができる。

2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた第 24 条第 1 項に規定する協議会の意見を聴かななければならない。

4 第 1 項の申請があつてから 6 月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする

（保健所を設置する市又は特別区）

第 64 条 保健所を設置する市又は特別区にあっては、第 3 章から前章までの規定（中略）及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

感染症法第 37 条の 2 は第 6 章、第 64 条は第 13 章に規定されている。

(東京都)感染症法施行細則第 19 条

（医療費の助成）

第 19 条 知事は、法第 37 条の 2 第 1 項の規定による医療に要する費用の公費負担を受ける結核患者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの（以下、「助成対象者」という。）が同項の厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の額から同項の規定により東京都（以下、「都」という。）が負担する額（法第 39 条第 1 項が適用される場合は、同項の規定により都が負担することを要しない額に都が負担する額を加えて得た額）を控除した額について、当該結核患者又はその保護者の申請により助成を行うものとする。

一 都の区域内に居住するもので、次に掲げる法律の規定により医療に関する給付を受けているもの。

（中略）

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律

二 医療を受ける月の属する年度（医療を受ける月が四月又は五月の場合にあっては、前年度）分の地方税法の市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（特別区及び市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税非課税者」という。）

（以下省略）

2 対象者

感染症法第 37 条の 2 に基づく結核医療を受ける方

3 手続方法

住所地を所管する保健所に、申請書と X 線フィルムを提出する。

自己負担分の助成を受ける場合は、住民税非課税証明書も併せて提出する。

4 助成内容

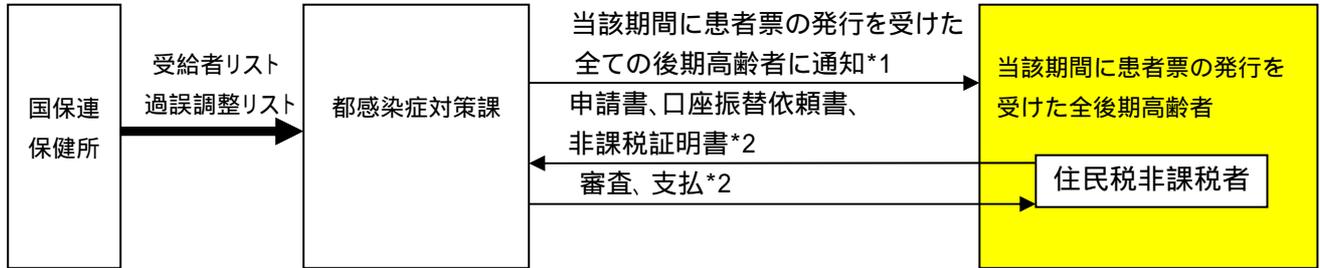
結核医療に必要な費用の 100 分の 95 について、保険者と公費で負担する。

なお、後期高齢者医療被保険者のうち、医療を受ける月の属する年度（医療を受ける月が 4 月または 5 月の場合は前年度）の住民税本人非課税者については、自己負担分の 100 分の 5 について、助成がされるので自己負担はない。（東京都の誤認により、この自己負担分の助成が行われてこなかったため、今回、区から提供する個人情報をもとに、遡って支払うものである。）

住民税非課税の後期高齢者に対する結核医療費助成事務の流れ

支払の流れ (平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日)

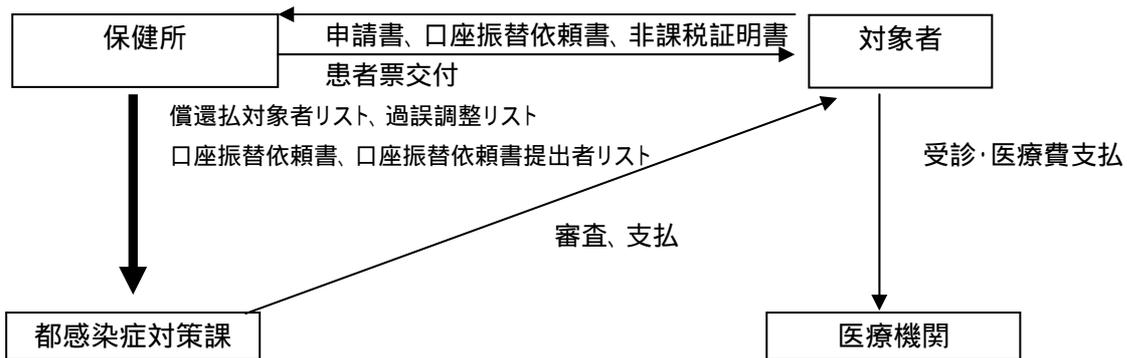
1) 平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 10 月 31 日に患者票の発行を受けた者 (遡及払い)



*1 平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に患者票の発行を受けた後期高齢者医療被保険者全員に都から通知を送付。

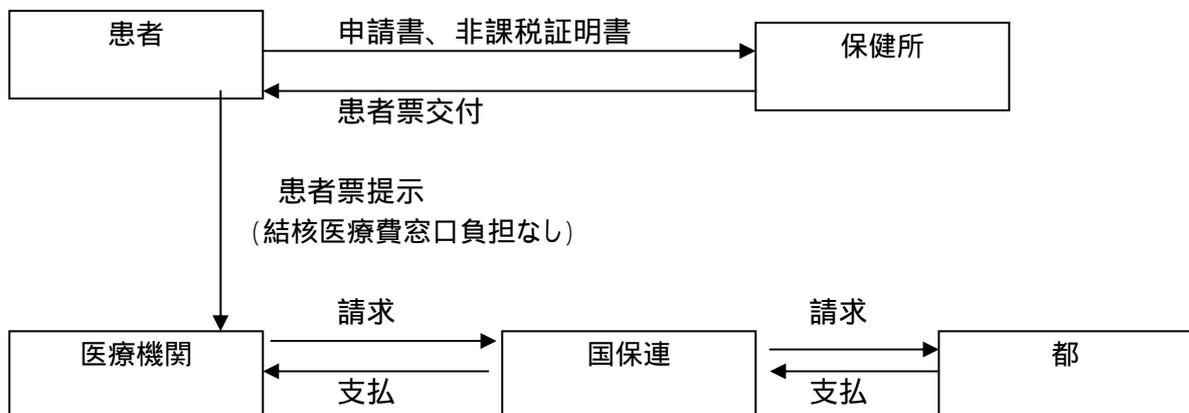
*2 対象者は申請書に非課税証明書を添えて都に申請し、都は申請に基づき結核医療費の自己負担額相当額の支払を行う。

2) 平成 23 年 11 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日に患者票の発行を受けた者 (償還払い)



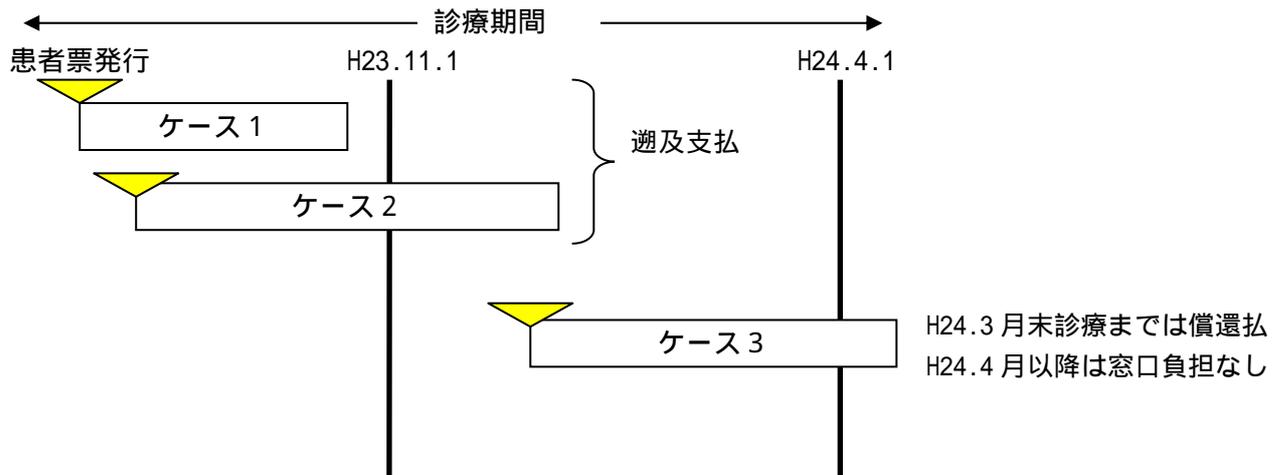
平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間は、本人が一時的に窓口で自己負担し、自己負担額は後日、都から支払う。

平成 24 年 4 月 1 日以降の結核医療費助成の流れ



住民税非課税の後期高齢者に対する結核医療費助成事務の流れ

ケースの例示



【ケースに応じた対応】

患者票の発行時期で対応が変わります。

ケース		対応
1	患者票発行：H23 年 10 月末以前 診療：H23 年 10 月末以前に終了	【遡及支払い】 患者リストに基づき都から本人宛に通知を送り、本人からの申請に基づき自己負担分を遡及支払いする。
2	患者票発行：H23 年 10 月末以前 診療：H23 年 11 月以降も継続	
3	患者票発行：H23 年 11 月 1 日以降 診療：H24 年 4 月以降も継続	【H24.3.31 診療分までは償還払い、H24.4.1 以降は窓口負担なし】 平成 24 年 3 月末日までの自己負担額は、都が本人からの申請に基づき償還払いを行う。 24 年 4 月以降は、医療機関窓口での自己負担はなし。

【特殊な事例の扱い】

患者死亡時の取扱

代理人による申請とする。患者本人の非課税証明書に加え、患者との関係が証明できる書類（戸籍謄本など）を併せて提出するものとする。

受給者リスト等の提出と作成について

遡及払対象者

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までに患者票を発行された後
期高齢者医療被保険者

平成 20 年 4 月以前に患者票を発行し、平成 20 年 4 月以降に後期高齢者医
療被保険者となった方

提出書類・期限・方法について

提出書類	提出期限		提出方法
受給者リスト (様式 1)	平成 23 年 11 月 30 日 (水)		エクセルデータ をメールで送付
過誤調整リス ト(様式 2)	平成 20 年 4 月診察分 ~ 平成 23 年 10 月診察分	平成 24 年 1 月末	エクセルデータ をメールで送付
	平成 23 年 11 月診察分	平成 24 年 2 月末	
	平成 23 年 12 月診察分	平成 24 年 3 月末	
	平成 24 年 1 月診察分	平成 24 年 4 月末	
	平成 24 年 2 月診察分	平成 24 年 5 月末	
	平成 24 年 3 月診察分	平成 24 年 6 月末	
	平成 24 年 4 月診察分	平成 24 年 7 月末	

償還払対象者

平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに東京都助成対象者の患者
票を発行された方

提出書類・期限・方法について

提出書類	提出期限	提出方法
償還払対象者リスト (様式 3)	翌月末日まで (1 か月分まとめて)	エクセルデータ をメールで送付
支払金口座振替依頼書 提出者リスト (上記の償還払対象者分)	(例) 11 月 1 日 ~ 30 日に患者票発行 12 月 28 日までに提出	原本を送付
過誤調整リスト(様式 2)	遡及払に同じ	エクセルデータ をメールで送付

口座振替依頼書提出者リスト

	公費負担医療の 受給者番号	患者氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

住民税非課税の後期高齢者の結核医療費助成未実施に係る 対応について

住民税非課税の後期高齢者医療被保険者が結核医療を受ける際、本来行なわれるべき自己負担額の助成が行なわれていないことが判明しました。

対象者並びに関係者に深くお詫びするとともに、今後の対応について以下のとおりお知らせします。

1 経緯

平成20年4月の後期高齢者医療制度の導入に伴い、都は結核医療を受ける後期高齢者医療被保険者のうち、住民税非課税者に対して結核医療費の自己負担額の助成を行うこととした(都感染症法施行細則第19条)。

しかし、同細則の改正以前、老人保険医療被保険者は助成対象外であったことから、後期高齢者医療被保険者についても助成対象外であると誤認し、助成を行っていなかったことが、事務処理の見直しを行った結果、判明した。

2 今後の対応

医療費助成システムの改修を行う必要があるため、平成24年3月31日までの間は患者票の発行時期により、次のとおり対応する(別紙参照)。

- (1) 平成20年4月1日から平成23年10月31日までに患者票の発行を受けた者
当該期間に患者票の発行を受けた全ての後期高齢者に対して都が通知し、住民税非課税要件を満たす対象者の申請に基づき支払を行う。
(申請期限は平成30年3月31日まで)
対象者数(推計) 800人程度 一人当たりの支払額(推計) 平均8,000円程度
- (2) 平成23年11月1日以降に患者票の発行を受ける者
平成24年3月31日までは本人が窓口で一時的に自己負担額を支払い、自己負担額は後日、都から支払う。

なお、平成24年4月1日以降は患者票を窓口で提示することで自己負担は生じない。

住民税非課税の後期高齢者に対する結核医療費助成制度について

- (1) 対象者
後期高齢者医療被保険者のうち、下記の、の両方を満たす者
医療を受ける月の属する年度(医療を受ける月が4月又は5月の場合にあっては、前年度)の住民税本人非課税者
感染症法第37条の2に基づく結核医療を受ける(受けた)者
- (2) 助成の範囲
感染症法第37条の2に基づく公費負担と後期高齢者医療制度による医療給付を併用した場合に生じる患者自己負担分(公費対象医療費の5%)

3 問い合わせ先

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課結核係 電話03-5320-4483

(問い合わせ先)

福祉保健局健康安全部感染症対策課 吉田、浅沼
都庁内線:34-310 直通:03-5320-4480

平成23年11月21日
総務部情報公開課

自己情報開示制度の運用の見直しについて

1 練馬区の現状

自己情報の開示請求者数は、21年度64人、22年度84人、23年度10月まで42人であり、そのうち、課題となっている事項に関する請求人数等はつぎのとおりである。

なお、請求内容等は、1つの請求に複数該当していることがあるため、請求人数と一致しない。

(1) 遺族による死者の個人情報の開示請求

(ア) 請求人数

21年度	22年度	23年度(4~10月)
9	4	4

(イ) 請求内容

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
介護保険認定に関する情報	3	1	3
介護保険給付に関する情報	2	1	1
事故に関する情報	4	0	1
その他	0	2	2
計	9	4	7

(ウ) 請求理由

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
遺産相続・遺産分割	4	3	4
裁判	1	3	1
損害賠償請求	0	0	1
事実確認・記録保存	4	0	0
その他	1	1	1
計	10	7	7

(エ) 請求者の続柄

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
親	4	0	0
子	5	4	3
甥	0	0	1
計	9	4	4

(オ) 請求権の確認方法

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
戸籍に関する証明書	8	4	4
公正証書(遺産分割協議書)	1	0	0
遺言	0	0	1
計	9	4	5

(2) 任意代理人による個人情報の開示請求

(ア) 請求人数

21年度	22年度	23年度(4~10月)
4	2	2

(イ) 請求内容

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
生活保護に関する情報	2	0	0
介護保険認定に関する情報	2	1	1
医療給付・介護給付に関する情報	0	1	0
戸籍証明書の申請に関する情報	0	0	1
計	4	2	2

(ウ) 請求理由

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
事実確認	3	1	1
裁判	1	1	0
その他	1	0	1
計	5	2	2

(エ) 請求者の続柄

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
親	0	0	0
子	2	1	1
配偶者	0	1	1
法定士業	2	0	0
計	4	2	2

(オ) 代理権の確認方法

	21年度	22年度	23年度(4~10月)
委任状	3	1	0
申出書()	1	1	2
計	4	2	2

申出書：本人が自書できない場合、代理人が本人の事情を申し出るもの

(3) 事例について

5~7頁を参照

2 練馬区の規程類整備の方向性(案)

- (1) 自己情報開示制度に関する基本的な考え方を変更するものではないため、今回は条例の改正は原則として行わない。
- (2) 区の手続を統一し、平等な取扱いが保たれるために、規則改正、(仮称)運用要領の整備で対応する。
- (3) 規程類整備に当たって、主につぎの事項を検討する。

ア 遺族からの請求について

開示の対象とする請求の目的

開示の対象とする情報の内容

請求を認める者の範囲(請求者と死者との関係)

請求に必要な書類および区の確認手続

イ 任意代理人からの請求について

代理請求を認める請求の目的

代理請求を認める情報の内容

代理請求を認める本人の状況

代理人として認める者の範囲(本人と代理人との関係)

本人の意思確認の方法

請求に必要な書類および区の確認手続

ウ 郵送請求について

郵送請求を認める請求の目的

郵送請求を認める情報の内容

郵送請求を認める本人の状況

本人の意思確認の方法

請求に必要な書類および区の確認手続

文書の交付手続・方法

3 今後のスケジュール（案）

第12回（12月26日）

骨子案の報告・検討

第13回（1月中旬）

規程類の案（規則改正案、（仮称）運用要領案）の報告・検討

「手引」改訂案の報告・検討

第14回（1月下旬または2月上旬）

規程類の案、「手引」改訂案の検討・了承

第15回（3月中旬または下旬）

規程類整備、「手引」改訂の報告

任意代理人による請求事例（概要）

年度 No	請求者の続柄等 ・ 請求理由	請求内容	決定および非開示等の内容
H22 1～2	司法書士 ・ 事実確認、裁判のため	・保護申請書 ほか	全部開示
		・面接記録票 ・ケース記録	部分開示 ・第三者の個人情報
		・[検診記録]	不存在 ・受診歴がないため
H21 3	子 ・ 事実確認のため	・介護保険主治医意見書	全部開示
H21 4	子 ・ 障害認定を受けるため	・介護保険主治医意見書 ・介護保険認定調査票	全部開示 部分開示 ・第三者の個人情報
H22 1	子 ・ 裁判のため	・[医療費レセプト] ・[介護扶助利用明細書]	取下げ
H22 2	配偶者 ・ 事実確認のため	・介護保険主治医意見書 ・介護保険認定調査票	全部開示 部分開示 ・第三者の個人情報
H23 1	子 ・ 事実確認のため	・戸籍に関する証明書等の請求書	部分開示 ・第三者の個人情報
H23 2	配偶者 ・ 保険給付申請のため	・介護保険主治医意見書	全部開示

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 23 年 11 月 10 日

2 適用理由

高額医療・高額介護合算制度では、制度の対象となる自己負担限度額を超えている世帯に申請書を送付し、勧奨を行っている。

この勧奨は、当該世帯が毎年 7 月 31 日に属している医療保険の保険者が、その把握している医療保険と介護保険の給付情報を基に送付しているが、勧奨すべき世帯を可能な限り把握するため、前住所地の介護保険の資格情報を照会する場合がある。

この場合の照会に対する回答は、外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型 6 に該当し、かつ事例の国民健康保険被保険者の給付状況、資格期間等の照会に類似すると判断したため、基準を適用した。

3 外部提供した個人情報

対象者の介護保険被保険者番号、介護保険加入期間、介護認定の有無、介護認定期間

4 提出先

照会のあった区市町村（区市町村を通して後期高齢者医療広域連合に情報提供される。）

5 提供媒体

文書

6 添付資料

- ・ 高額医療・高額介護合算制度について（制度概要）
- ・ 高額医療・高額介護合算制度 住所地特例・資格照会のイメージ
- ・ 外部提供記録票（案）

7 所管課

健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課

8 事例の追加

外部提供に関する審議会事例一括承認基準の類型6の事例に(5)介護保険被保険者の資格要件の照会を追加する。

別表5 外部提供に関する審議会事前一括承認基準への追加

類型6	事例
<p>他の地方公共団体が、法令等に定める資格要件、基準等の確認のために行う照会に対して回答する場合、または実施機関がその照会を当該団体に対して行う場合</p>	<p>(1) 国民健康保険被保険者の給付状況、資格期間等の照会 国民健康保険法および他区等の国民健康条例</p> <p>(2) } (3) } 省略 (4) }</p> <p>(5) 介護保険被保険者の給付状況、 資格期間等の照会 介護保険法および高齢者の医療の確保に関する法律</p>

高額医療・高額介護合算制度について(制度概要)

- 1 根拠法令
介護保険法第 51 条の 2 および第 61 条の 2
- 2 概 要
医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する。
- 3 対象世帯
医療保険と介護保険両方の自己負担がある世帯。ここでいう「世帯」とは、7月31日現在、同じ医療保険に加入している者のみを指す。
- 4 計算の対象となる自己負担
医療保険と介護保険の自己負担の合計額から高額療養費・高額介護サービス費を差し引いた額が対象
- 5 計算期間
毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
- 6 世帯の自己負担限度額
医療保険各制度や被保険者の所得・年齢区分ごとに設定された額
(次頁参照)

【根拠法令】

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第 51 条の 2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第 1 項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第 115 条第 1 項 に規定する一部負担金等の額(同項 の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第 61 条の 2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第 1 項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第 115 条第 1 項 に規定する一部負担金等の額(同項 の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

世帯の自己負担限度額表

70歳未満の方	
所得区分	負担限度額
上位所得世帯	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

上位所得世帯・・・医療保険加入者の住民税基礎控除後の合計所得が600万円を超える世帯

一般・・・ 以外

70歳～74歳の方 後期高齢者医療制度加入者(75歳以上の方)	
所得区分	負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者2	31万円
低所得者1	19万円

現役並み所得者・・・課税所得金額が145万円以上の70歳以上の医療保険加入者がいる世帯

一般・・・ 以外

低所得者2・・・世帯全員が住民税非課税

低所得者1・・・世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下(年金受給額80万円以下など)

第4号様式(第9条関係)

外部提供記録票(案)

業務登録番号	0	6	0	4		0	1
所管課名	福祉部 介護保険課						
業務の名称	介護保険に関する業務						
外部提供先の住所および名称	都内市区町村、東京都後期高齢者医療広域連合						
外部提供先の利用目的	高額医療・高額介護合算制度の勧奨に当たって、現住所地の自治体からの意見照会に対する、練馬区での介護保険資格情報等についての回答。(制度の対象となる被保険者世帯へ支給申請書(勧奨通知)を東京都後期高齢者医療広域連合から送る際に、住所地特例者のうち資格喪失者についての資格情報等を把握する必要があるため。現住所地の自治体が資格情報を入力することにより、東京都後期高齢者医療広域連合に対して情報提供する。)						
外部提供の期日	平成23年11月以降継続						
外部提供する管理個人情報の記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など)						
外部提供の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) 審議会事前一括承認基準(別表5 6)						
外部提供の条件	申請目的以外の使用禁止 保管方法および保護措置に関する事項 その他()						
外部提供の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算結合 その他()						
個人情報保護管理責任者	介護保険課長						